

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(1 風水害・土砂災害：久留米市地域防災計画、ハザードマップ)	
平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨の災害態様のとおり、短期間に今まで経験しなかったような集中豪雨の頻発と、これに伴う土砂災害の同時多発的な発生等が予想される。当市の南東部には耳納山系が東西に伸び、その山麓部にかけての段丘や扇状地には、低平野から都市化の進展が徐々にではあるが見られている。このため、筑後川支渓流での土石流、山地山麓部でのがけ崩れ、あるいは脆弱な基盤岩地域における地すべり等の土砂災害発生の危険性については、今後さらに高まることが予想される。	
現在、筑後川水系に対しては河川整備が進められているが、地球温暖化等に起因する極端現象（小雨と集中豪雨とが極端な頻度で発生する気象現象）が多発しつつある傾向は、河川施設の計画規模を一時的ではあれ超過する降雨が今後も発生する危険性を有している。このことから、筑後川の河川氾濫による浸水被害はもとより、筑後川の河川水位が上がり、周辺地域の排水不良により発生する内水氾濫による低地浸水、冠水等が発生している。	
また、当市を含む九州地方は、台風の常襲地帯であり、上陸台風のうち秋の台風は大型のものが多い。毎年のように台風による風害や豪雨による浸水被害が発生している。	
(2 地震災害：久留米市地域防災計画)	
県の防災アセスメント調査によると、本市域に最大の被害をもたらすと想定される地震は、過去に被害をもたらした筑紫地震（西暦679年）の震源と考えられている水縄断層帯によるものである。これによる市域の想定震度は、「震度6弱」～「震度7」に達するとされており、地震加速度は700galを超える激震が市域を襲うことになる。	
市域における被害は、建物被害では水縄断層北東下部が震源となった場合に全壊・大破が5,454棟に及び、人的被害については、318人の死者、3,494人の負傷者が発生、さらに約2,000人に及ぶ要救出者がいるものと想定され、さらに避難者数は1万人余に及ぶとされている。	
他方、国による南海トラフの巨大地震に関する地震想定では、市域は震源から遠く離れていることもあり、想定される震度は「震度5弱」～「震度5強」の程度で、津波についても河川遡上を含め市域には大きな影響ないと想定されている。	
以上のことから、地震災害については市域を東西方向に横切ると想定されている水縄断層帯による地震による災害を想定する必要がある。	
(3 環境等：久留米市地域防災計画)	
当市は内陸に位置し、夏の暑さや冬の寒さが厳しく、1日の気温変化が大きい。年降水量は1,800mm程度で、降水は梅雨期から夏期にかけて多い。	
また、一級河川筑後川の中・下流域の低平地部に形成されており、市街地には筑後川支流の高良川などが流下しつつ水郷を形成している。他方で、筑後川流域全体を見渡した場合には、流域平均年降水量は約2,070mm※1（全国の平均降水量1,704mm※2の約1.2倍）に達しており、その約4割が6月から7月上旬にかけての梅雨期に集中するなどして、台風発生時期と合わせた6月から9月の4ヶ月間の降水量は年降水量の約6割を占めている。	
そのなかでも、上流域は多雨地帯であり、年降水量が3,000mmを超えるところもあり、流域降雨特性としては、筑後川本川の上流域の降水量が多く、中流域では北部の朝倉山地より南部の耳納山地の降水量が多い傾向にある。このため、当市の降水量がそれほど多くなくとも、中・上流域から間断なく供給される河川水による河川氾濫や低地部での冠水等の危険性は、常に懸念される。	

(4) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

(令和2年4月1日時点)

業種	建設業	製造業	卸・小売業	宿泊・飲食業	サービス業	その他	合計
商工業者数 (小規模事業者 数含む)	1,813	1,153	3,776	1,908	3,836	961	13,447
小規模事業者数	1,448	918	3,269	1,612	2,782	642	10,671

(3) これまでの取組

1) 久留米市の取組

災害対策基本法の規定に基づき久留米市地域防災計画を策定し、当計画に基づき、総合防災訓練や水防訓練、避難誘導訓練、消防訓練等の各種訓練を実施している。また、地域の防災力向上のため、自主防災組織結成を促進し、防災リーダーを養成している。中小企業者向けには、自らの事業継続力向上のため、事業継続力強化計画の策定を促している。

最近では、久留米市業務継続計画を策定し、大災害発生時の業務継続に向けた取組みをおこなっている他、ハザードマップのWeb版を公開し、LINEやfacebookを活用する等、多彩な方法で情報発信を行っている。

感染症対策としては、久留米市新型インフルエンザ等対策行動計画及び久留米市新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、感染症流行時等に必要な業務が継続できる体制をとっている。

2) 商工会議所、商工会の取組

- ・ B C Pに関する施策の周知
- ・ B C P策定セミナーの開催
- ・ 専門家によるB C P策定支援
- ・ 民間保険会社（セミナー講師派遣、損害保険への加入促進、B C Pに関する施策の周知）との連携
- ・ 福岡県火災共済協同組合等の損害保険制度の周知と加入推進
- ・ 市が実施する防災訓練への参加
- ・ 被害状況報告連絡網の整備
- ・ 防災備品や感染症対策備品の備蓄
- など

II 課題

現状では、久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会と久留米市が連携して取り組む具体的な体制や計画、マニュアルが整備されていないため、特に初動時における被害状況の把握や収集した被害情報の内容に各団体間でバラつきがでている。い

ち早く被害の実態をつかむため、被害状況の確認方法など初動対応について確立させることが課題である。また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・管轄内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡及び被害情報の共有をスムーズに行うため、久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会、久留米市との間における情報報告体制や情報収集のノウハウを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また、感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者が災害リスクに対応するため、BCPや事業継続力強化計画の普及を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年 4月 1日～ 令和8年 3月 31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会と久留米市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるよう事前対策を行う。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国県市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）、事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・上記久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会、久留米市の事業について相互に協力する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

久留米商工会議所：令和3年3月までに作成予定

久留米南部商工会：令和2年12月までに作成予定

久留米東部商工会：令和2年12月までに作成予定

田主丸町商工会：令和2年12月までに作成予定

3) 関係団体等との連携

- ・福岡県火災共済協同組合や民間保険会社等との連携により、BCP及び事業継続力強化計画の策定支援を行う。また、各種セミナーなどを実施する。さらに、小規模事業者に対して災害のリスク、損害保険等の内容について周知を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示等の広報協力依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCPや事業継続力強化計画作成等、取組状況を確認する。
- ・久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会、久留米市にて定期的に会合し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、久留米商工会議所並びに久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会と久留米市の連絡ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

<2. 発生後の対策>

- ・発災時は、人命救助が最優先であることを前提とし、そのうえで下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会、久留米市は、発災後速やかに職員の安否報告を行う。
【商工会等災害システムやSNS等を利用しての安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を久留米商工会議所並びに久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会と久留米市で共有する。】
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、久留米市における感染症対策本部設置等に基づき、感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会と久留米市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、安全が確認できた段階で出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10 %の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1 %の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1 %の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1 %の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、久留米商工会議所並びに久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会と久留米市は、以下の間隔で被害情報を共有する。

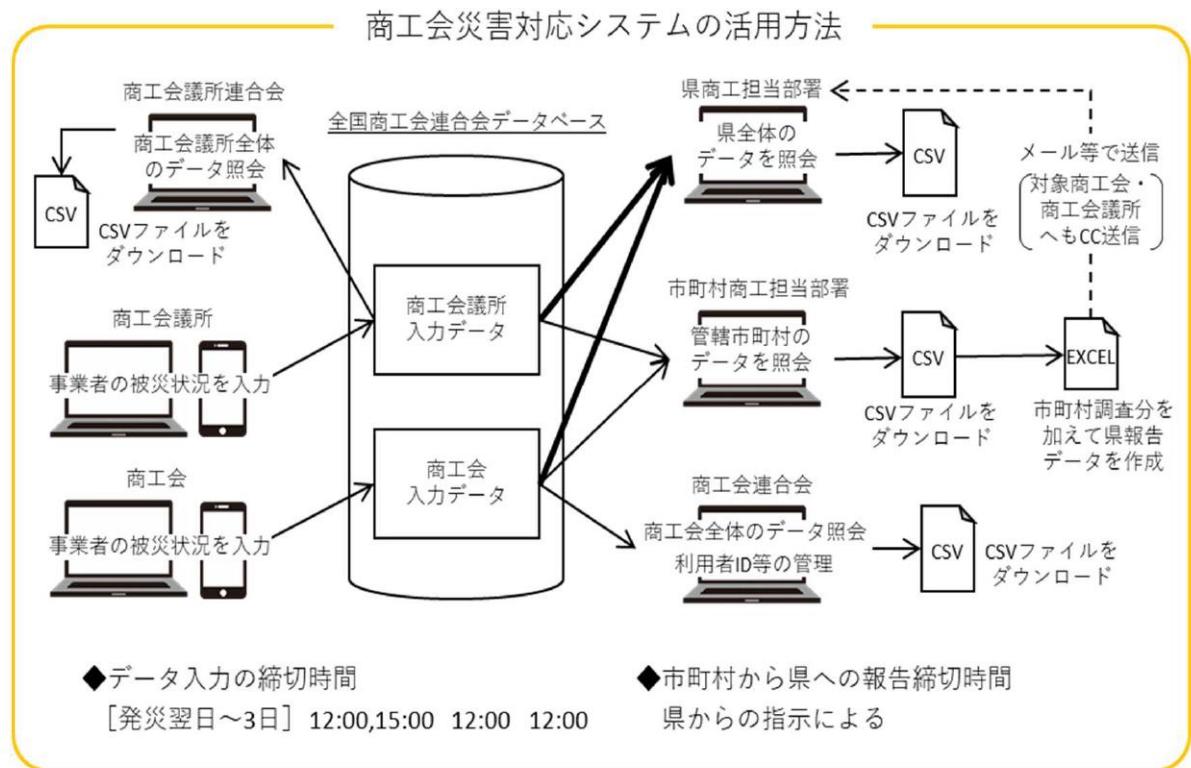
災害発生当日～1日	1日に2回共有する
災害発生後2～3日	1日に1回共有する
災害発生後4日以後	状況に応じて随時情報共有

- ・久留米市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における連絡体制>

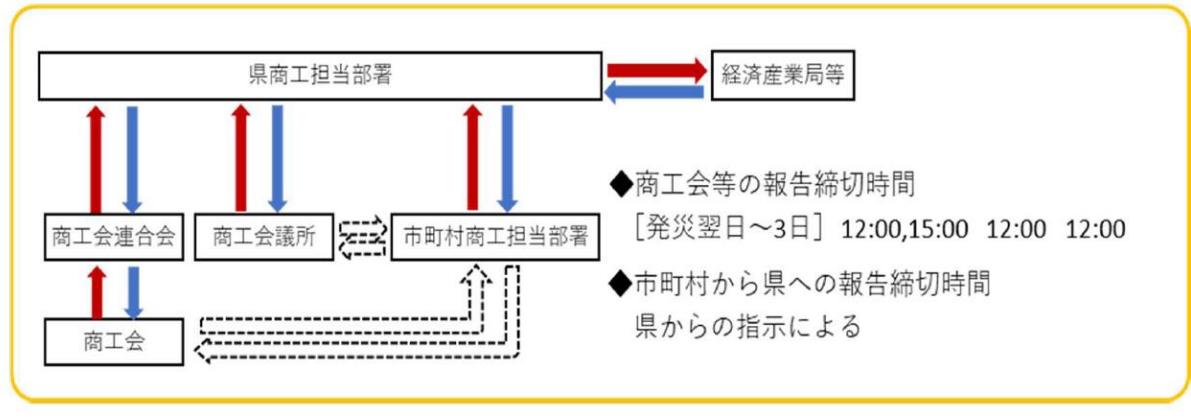
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会、久留米市は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会、久留米市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて県に報告する。
- ・久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会は、原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、久留米市商工政策課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有または報告を行う。
- ・報告時間について、久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会は、原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県からの指示があった場合は、その指示によるものとする。久留米市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Ⅰに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式Ⅰ 福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】							
令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況							
提出日：令和〇年〇月〇日							
団体名： 記入担当者：							
被害箇所				被害状況		区分 (新規・修正・修正前)	
所在地	商店街の場合 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）		
記入例 △△市△△町△△番地	○○郡○○町○○丁目-○	一	㈱○○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	新規=前回報告に無かった情報 修正=前回報告内容に修正を加える場合 変更算=前回報告内容から変更が生じた場合
	△△商店街	△△酒店	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※前回までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していってください。
 ※用紙が見れない場合はコピーしてご利用ください。
 ※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告お願いします。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口は、久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会、久留米市でそれぞれ開設し、開設情報を共有する。
- ・相談窓口は安全性が確認された場所に設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等に寄り添いながら周知を徹底する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・国・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し徹底した支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

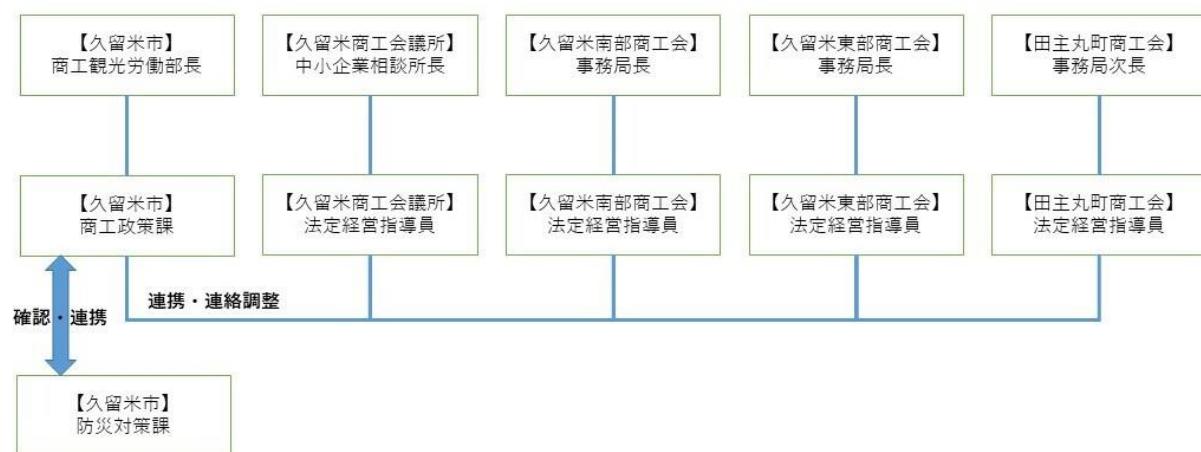
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年8月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・久留米商工会議所 経営指導員（連絡先は後述（3）①参照）
豊福 貴紀、副島 三郎、福嶋 芸郎、田島 宏則
- ・久留米南部商工会 経営指導員（連絡先は後述（3）①参照）
小野 隆、**只隈 寛右**
- ・久留米東部商工会 経営指導員（連絡先は後述（3）①参照）
熊谷 浩之、西村 文彦
- ・田主丸町商工会 経営指導員（連絡先は後述（3）①参照）
長野 亮一、山田 敏行

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本経過に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

久留米商工会議所 中小企業相談所 経営支援課

〒830-0022 福岡県久留米市城南町 15-5

TEL : 0942-33-0213 / FAX : 0942-33-0933

E-mail : sodan@kurume.or.jp

久留米南部商工会

〒830-0112 福岡県久留米市三潴町玉満 2779-1

TEL : 0942-64-3649 / FAX : 0942-64-4850

E-mail : kurumenanbu@shokokai.ne.jp

久留米東部商工会

(善導寺事務所)

〒839-0824 福岡県久留米市善導寺町飯田 424-1

TEL : 0942-47-1231 / FAX : 0942-47-0823

E-mail : kurumetoubu@shokokai.ne.jp

(北野事務所)

〒830-1113 福岡県久留米市北野町中 3294-1

TEL : 0942-78-3311 / FAX : 0942-78-4873

E-mail : kurumetoubu@shokokai.ne.jp

田主丸町商工会

〒839-1233 福岡県久留米市田主丸町田主丸 510-4

TEL : 0943-72-2816 / FAX : 0943-73-0313

E-mail : tanushimaru@shokokai.ne.jp

②関係市町村

久留米市役所 商工観光労働部 商工政策課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3

TEL : 0942-30-9133 / FAX : 0942-30-9707

E-mail : syoko@city.kurume.fukuoka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	2000	2000	2000	2000	2000
専門家派遣費	800	800	800	800	800
講習会開催費	400	400	400	400	400
印刷製本費	400	400	400	400	400
防災、感染症対策費	400	400	400	400	400

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県・市補助金、会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル 8階 TEL 092-622-8071
②東京海上日動火災保険株式会社 福岡中央支店久留米支社 支社長 小柳 裕之 〒830-0017 久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル 7階 TEL 0942-33-9239
③損害保険ジャパン株式会社 久留米支店 支店長 秋田 洋康 〒830-0017 久留米市日吉町23-3 TEL 0942-31-3200
④三井住友海上火災保険株式会社 福岡支店久留米支社 支社長 野田 雅彦 〒830-0032 久留米市東町1-21 3F TEL 0942-33-8648
⑤あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和広 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 TEL 092-282-6534
連携して実施する事業の内容
<1. 事前の対策> 3) における連携事業内容
①福岡県火災共済協同組合 <ul style="list-style-type: none">・「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等の周知・リスク診断への協力 など
②東京海上日動火災保険株式会社 <ul style="list-style-type: none">・各種セミナー（B C P作成、リスクファイナンス、災害保険説明等）の開催・B C P計画のひな型等の提供 など
③損害保険ジャパン株式会社 <ul style="list-style-type: none">・B C P策定支援・B C P遂行コンサルティング など
④三井住友海上火災保険株式会社 <ul style="list-style-type: none">・事業継続計画(B C P)策定支援・事業継続マネジメント(B C M)体制構築支援 など
⑤あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 <ul style="list-style-type: none">・ハザードマップ Web アプリ等による災害リスク等の周知・B C Pキットくん活用やセミナー等の開催によるB C P策定支援 など

連携して事業を実施する者の役割
①福岡県火災共済協同組合 ・災害のリスクや共済等の内容についての周知
②東京海上日動火災保険株式会社 ・災害のリスクや損害保険等の内容についての周知 ・B C P 及び事業継続力強化計画の策定支援 ・各種セミナーなどの実施
③損害保険ジャパン株式会社 ・災害のリスクや損害保険等の内容についての周知 ・B C P 及び事業継続力強化計画の策定支援 ・各種セミナーなどの実施
④三井住友海上火災保険株式会社 ・災害のリスクや損害保険等の内容についての周知 ・B C P 及び事業継続力強化計画の策定支援 ・各種セミナーなどの実施
⑤あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ・災害のリスクや損害保険等の内容についての周知 ・B C P 及び事業継続力強化計画の策定支援 ・各種セミナーなどの実施
(見込まれる効果) ①、②、③、④、⑤と連携することにより、小規模事業者等へ災害や感染症のリスク認識と事前対策の重要性が理解され、災害や感染症発生時に経営等への影響を最小限に留められ、事業継続並びに早期復旧が可能となる。

連携体制図等

